

## こども歌舞伎

年末の23日、「こども歌舞伎」の旗揚げ公演が行われた。飯泉知事を含む800人近くの参加を得て、あわぎんホールはほぼ満員だった。「とくしま傾く会」の主催であり、私も仲間の一人として会場設営及び会場案内を担当した。演題は「傾城阿波の鳴門」。8人の小学生が演じたが、初めてとは思えない見事な出来だった。カーテンコールでは万雷の拍手を得た。慣れない肉体労働で少し疲れたが、こどもの持つ潜在能力に感動する一日だった。



(竹内)

## 確定申告特集

本年も確定申告の時期が参りました。所得税・贈与税の申告納税は平成25年3月15日(金)まで、消費税及び地方消費税の申告納税は平成25年4月1日(月)までです。ただし、振替納税の手続をしている場合には、申告所得税の振替日は平成25年4月22日(月)、消費税及び地方消費税の振替日は平成25年4月24日(水)です。なお、納付が遅れると、延滞税がかかりますので、ご注意ください。

確定申告が必要な方は以下に該当する方です。

### < 所得税 >

1. 給与所得がある方のうち、
  - ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
  - ・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
  - ・給与を2か所以上から受けている方(一部の方を除く)
  - ・災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方 など
2. 公的年金等に係る雑所得がある方のうち、
  - ・公的年金等の収入金額が400万円以上である方
  - ・公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以上である方  
※税務署への申告が不要でも、市町村で申告手続きが必要な場合があります。
3. 他の所得(事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など)がある方

※確定申告(還付申告)をすれば、給与等から源泉徴収をされた所得税等が戻る方は以下のとおりです。  
還付申告ができる期間は、その年の翌年の1月1日から5年間です(確定申告義務のある人は異なります)。

- (1) 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- (2) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- (3) マイホームに特定の改修工事をしたとき
- (4) 認定長期優良住宅に当てはまるマイホームの取得などをしたとき
- (5) 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- (6) 特定支出控除の適用を受けるとき
- (7) 多額の医療費を支出したとき
- (8) 特定の寄附をしたとき
- (9) 平成21年分以後の年分において、上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額から控除したとき

### < 消費税及び地方消費税 >

1. 平成22年分の課税売上高が1,000万円を超える方
2. 平成22年分の課税売上高が1,000万円以下で、平成23年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出されている方

### < 贈与税 >

1. 平成24年中に110万円を超える贈与を受けた方
2. 相続時精算課税制度の適用対象となる贈与を受けた方
3. 住宅取得等資金の非課税(非課税額…省エネ等住宅1,500万円、それ以外の住宅1,000万円)の適用を受ける方
4. 贈与税の配偶者控除の特例(非課税額2,000万円)の適用を受ける方

※2. 3. 4. の適用を受ける場合、納付税額がなくても、所定の書類を添付し、申告期限までに申告する必要があります。

## 出産後も働く女性が増えています!!!

### ◆出産後も仕事を続ける女性の割合

子どもが第1子である母親のうち、出産半年後の時点で仕事をしていた人

2001年生まれの子どもに関する調査・・・32.2%

2010年生まれの子どもに関する調査・・・45.7%

### ◆出産半年後にフルタイムの仕事をしている母親で、育児休業を取得（取得済・予定含む）している割合

2001年生まれの子どもに関する調査・・・80.2%

2010年生まれの子どもに関する調査・・・93.5%

### ◆第1子の出産を機に仕事を辞めた人の割合

2001年生まれの子どもに関する調査・・・67.4%

2010年生まれの子どもに関する調査・・・54.1%

出産後も働く女性が増えたことについて、厚生労働省では、「育児休業制度の対象がパート社員や派遣社員の一部に拡大したことや短時間勤務制度が企業に浸透したことが要因である」と分析しています。

出産、育児休業取得につきまして、ご不明な点等は、ご相談下さい。

(吉田)



## 2月の社会保険労務

10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満：請負金額

19,000万円未満の工事> (労働基準監督署)

28日 健保・厚年の保険料納付 (郵便局または銀行)

健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付 (使用) 状況報告書

提出 (年金事務所・公共職業安定所)

じん肺健康診断実施状況報告 (労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給

権者 (誕生月を迎える者) 現況届

旧国民年金 (老齢・通老) 受給権者 (誕生月を迎える者) 現況届

## 会計制度

### 税効果会計③

今日は、税効果会計について具体例を用いてご説明します。

例として、売上1,000万円、経費は賞与引当金繰入300万円のみ、のA法人を取り上げてみます。賞与引当金繰入は税務上認められない経費です。

税効果会計適用前は、以下ようになります(税率40%と仮定します)。

会計		法人税の計算	
売上	1,000	売上	1,000
賞与引当金繰入	-300	賞与引当金繰入	0
税引前利益	700	課税所得	1,000
法人税	-400	法人税	-400
税引後利益	300		

上記の決算書(会計)は、税引前利益が700に対して法人税が400、つまり実効税率が57%として表現されてしまっています。原因は、賞与引当金繰入の取扱いが会計と税務で異なることにあります。

ここで税効果会計を適用すると、以下ようになります。

会計		法人税の計算	
売上	1,000	売上	1,000
賞与引当金繰入	-300	賞与引当金繰入	0
税引前利益	700	課税所得	1,000
法人税	-400	法人税	-400
法人税等調整額	120		
税引後利益	420		

(法人税等調整額＝賞与引当金繰入×△40%＝△300×△40%＝120)

「法人税等調整額」という科目を追加することにより、上記の決算書(会計)は、税引前利益700に対して「法人税+法人税等調整額」が280、つまり実効税率が40%として(正しく)表現できるようになりました。これが「税効果会計」適用のメリット、ということになります。

来月は税効果会計のまとめ、です。

(渡邊)

## 資産税係

### 贈与するなら相続時精算課税？暦年課税？

親から子へ贈与する場合、「相続時精算課税制度」を選択すべきか、「暦年課税」とすべきかという問題があります。相続時精算課税の非課税枠は2500万円と大きいのですが、親が65歳以上などさまざまな適用条件があり、さらに相続で贈与財産がすべて加算されます。一方、暦年課税では基礎控除額が年間110万円までしかありませんが、相続時には、加算されません（3年以内の贈与を除く。）

一度、相続時精算課税を選択した相手からの贈与には、暦年課税は使えなくなります。将来の相続のときに、どう影響するかを考慮し、相続時精算課税を選択するかどうかを決めるべきです。

時間をかけて財産を移転するなら、毎年110万円の基礎控除額までの贈与をして、暦年課税を続ければ、23年で2530万円になるので、相続時精算課税の非課税枠を超えられます。しかし、贈与を受ける子供の側からすると、少しずつもらうより、まとまった金額をもらったほうが使い道が広いと思われるかもしれません。

#### ■精算課税と暦年課税の違い

	相続時精算課税	暦年課税
非課税枠	特別控除額 合計2,500万円	基礎控除額 毎年110万円
税率	一律20%	10%~50%
相続との関係	同制度を使った贈与財産 すべての価格を加算	相続開始前3年以内の贈与財産 のみ加算

(坂田)

## 建設係

### 不正行為等に対する監督処分

平成25年1月4日付けで、健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反についての処分基準が追加され、以下のように定められました。

1. 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
2. 健康保険等に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法等に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

営業停止期間中は新たな請負契約の締結が行えないなど事業に重大な影響を及ぼしますのでご注意ください。

(岸上)

## 医療係

### 事業税に関する確認調査

従前より、事業税における「社会保険診療報酬に係る実質的非課税」について、医療法人等は申告時に「医療法人等にかかる所得金額の計算書（本表）」等を、医業等を行う個人については、「社会保険診療収入等の明細について（回答）」を徳島県へ提出していましたが、平成25年度より「**実地調査（事務所・事業所を訪れての確認調査）**」及び「**書面調査（書面の提出を求めている確認調査）**」が実施されます。

所轄の県税局等から調査の連絡があった場合は、当事務所にご連絡ください。

(田中)





新しい生命保険料控除制度とは？

平成24年1月1日以後に契約した生命保険から、新制度の対象になります。新制度では、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、「介護医療保険料控除」が新設されました。

介護医療保険料控除の対象となる保険とは・・・

医療費用保険、介護費用保険、医療保障保険、介護保障保険、所得補償保険など

なお、新規の契約だけでなく、平成24年以後に契約の更新、転換、特約の中途付加等をした場合は、その契約全体の保険料が新制度の対象になります。

ただし、「リビング・ニーズ特約」「指定代理請求特約」など保障がない特約や、「災害割増特約」「傷害特約」など身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる特約については、中途付加をしても新制度の対象にはなりません。

また平成24年以後、年の途中で更新した場合、更新した月以後の保険料が新制度の対象になります。

(後藤)

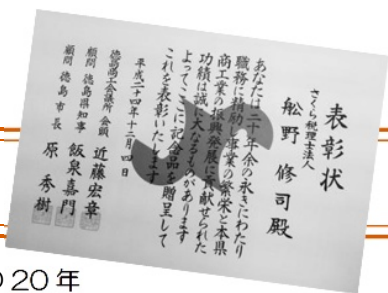
2月の税務

- 1 24年分所得税の確定申告(2月18日から3月15日まで)
  - 2 24年分贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)
  - 3 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付  
納期限...2月中において市町村の条例で定める日
  - 4 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限...2月12日
  - 5 24年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税>  
申告期限...2月28日
  - 6 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>  
申告期限...2月28日
  - 7 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>  
申告期限...2月28日
  - 8 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)  
申告期限...2月28日
  - 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>  
申告期限...2月28日
  - 10 消費税の年税額が4800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>  
申告期限...2月28日
- ※ 税理士記念日...2月23日

第50回優良従業員表彰式

昨年12月4日、徳島県立中央テクノスクールろうきんホールにて、徳島商工会の表彰式が開催され、永年勤続する優良従業員123名が表彰されました。当事務所より、20年表彰の部で1名、10年表彰の部で1名が表彰されたので、紹介させていただきます。

さくら税理士法人  
船野 修司



昨年12月、商工会議所の20年勤続の表彰をいただきました。表彰状をいただいた時点では勤続21年を超えております。思えばお世話になったところは幼稚園と保育園児であった二人の子どもも社会人になり、子供の成長の速さ、時の過ぎることの速さ痛感します。その間、自分が実行してきたことを考えますと、反省すべき点ばかりのように思います。その反省をこれからの人生に生かせたいと思う今日この頃です。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
坂 雅市



徳島商工会議所より、10年表彰を頂きました。

さくら事務所に拾っていただいたものの、特に何者になれたわけでもなく、振り返ってみればただ漫然と生きてきた10年間であったなという印象もありますが、偉い人から「よくがんばりました」とお褒めいただければ嬉しいものです。

今後も事故無く大病せずに暮らしていければと思います。

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホムパ-ズアドバ : http://www.skr39.co.jp/  
Eメールアドバ : kimutake@js4.so-net.ne.jp  
TEL : 088-625-2556  
FAX : 088-654-1181